このため、都道府県労働局は、若者や非正規雇用労働者をはじめとする労働者の労働環境や処遇の改善等に向けた気運が高まるよう、各都道府県における地方公共団体及び労使等の地域の関係者から構成される会議の継続的な開催に向けた取組を引き続き実施する。その際、当該会議の各構成員が取り組むべき事項等が決定された場合には、これを文書等に取りまとめ、広く社会に発信するよう努める。

当該会議の開催にあたり、平成二十八年七月一日に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）に基づき中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）が施行され、経済産業施策として、経営力向上のための取組支援が強化されたことも踏まえ、地方経済産業局の参画を呼びかけるなど、労働施策と経済産業施策の連携に努める。また、融資等を通じて地域の中小企業等と密接に関わっている金融機関についても、経営者との対話を通じて生産性の向上に向けた取組を働きかけるなどの役割が期待されるため、金融機関の参画を呼びかけるなど、金融機関との連携を図る。

また、都道府県労働局は、都道府県における地方公共団体及び労使等の関係者から構成される地域働き方改革会議を活用して、積極的な連携を図るとともに、都道府県に対し、働き方改革分野での地方創生推進交付金の活用について勧奨に努める。

㈡　地方創生に向けた地域雇用対策の推進

地方公共団体においては、まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）に基づき策定した地方版総合戦略を踏まえた取組が進められている。厚生労働省においても、地方公共団体による雇用創出や人材育成・確保等の自主的な取組を支援するため、地域活性化雇用創造プロジェクト、実践型地域雇用創造事業、地域雇用開発助成金及び地方就職希望者活性化事業等を実施するとともに、都道府県労働局においても各地域の取組がより効果的なものとなるようその知見を積極的に地方公共団体等へ提供する。

㈢　地域のニーズを捉えた能力開発の推進

人手不足分野を抱える地域において、安定的な人材の確保を図るため、地域の創意工夫を活かした、公的職業訓練の枠組みでは対応できない人材育成の取組である地域創生人材育成事業をより多くの地域で実施する。

㈣　地方拠点強化税制の活用促進

企業の本社の六割が首都圏へ集中し、地方から若年層が流出し続けた結果、地方の高齢化や経済基盤の弱体化が進み、相対的に高かった地方の出生率が低下するという悪循環が生じている。東京一極集中の是正等を図るとともに、地域における質の高い雇用を促進するため、地方拠点強化税制を拡充し、無期雇用かつフルタイムの新規雇用者に対する税額控除を上乗せする等の支援措置を講じることとした。都道府県労働局は、都道府県と連携し、当該制度の周知・広報に努め、活用を促進する。

四

女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化

㈠　女性活躍推進の実効性確保

企業における女性活躍推進の取組の実効性を高めるため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）に基づく一般事業主行動計画策定等について、常時雇用する労働者が三百人以下の中小企業も含め取組促進を進める必要がある。このため、両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）の支給や「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な利用促進、行動計画の策定支援等に関して地方公共団体と連携した広報活動やセミナーでの情報提供等により企業の取組促進を図る。

㈡　女性の再就職支援の一層の推進

子育て等により離職した女性の再就職を支援するため、マザーズハローワーク事業において、地方公共団体との連携による保育サービス関連情報提供等を実施する。

また、公的職業訓練において、育児等による時間的制約のある方向けの短時間訓練コースの設定や、託児サービス支援の提供を推進する。

さらに、マザーズハローワークにおいて、職業訓練受講給付金の支給業務の実施を含めたワンストップ化を推進するとともに、都道府県等と連携した職業訓練受講者への支援の充実を図る。

㈢　ひとり親に対する就業対策の強化

マザーズハローワーク事業において、ひとり親に対する就職支援をＮＰＯ法人等の関係機関や地方公共団体と連携して実施する。また、八月の児童扶養手当の現況届提出時に地方公共団体の窓口に近接して公共職業安定所の臨時相談窓口の設置等を行う「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施する。

また、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）に基づく教育訓練給付金に加え、平成二十九年四月一日より新たに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に基づく自立支援教育訓練給付金も支給を受けることができるようになったので、その対象となるひとり親家庭の親に対して、公共職業安定所において都道府県等の窓口を案内するなど、都道府県等の就業支援と連携を図りながら支援を実施する。

五

若者の活躍推進

㈠　新卒者等の正社員就職の支援

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）に基づき、若者の適職選択に資する職場情報の提供、公共職業安定所において一定の労働関係法令違反を繰り返す事業所等の新卒求人を受け付けない求人不受理、若者の雇用管理が優良な中小企業を認定するユースエール認定制度等の取組を促進する。

新卒者等については、学校等との連携を強化し、新卒応援ハローワークに関する周知・広報を図るとともに、未就職卒業者や学校中退者等の学校を離れた者についても、都道府県や学校等と連携を図りながら、地方公共団体が参加する新卒者等就職・採用応援本部等を活用し、地域の実情に応じた就職支援を実施する。

また、地域の人材不足産業に関して、業界団体等から直接話を聞く機会を設けることにより、高校生や学校の進路指導担当者の理解促進を図り、地域における人材不足産業への就職を促進する。

㈡　フリーター等の正社員就職の支援

フリーター等については、わかものハローワーク等において、担当者制によるきめ細かな職業相談、職業紹介を行うとともに、都道府県が設置するジョブカフェとの連携、トライアル雇用等の活用を通じてフリーター等のニーズに応じた正社員就職の支援を実施する。

また、いわゆる「就職氷河期」に就職時期を迎えた不安定就労者等に対し、短期集中的なセミナー、企業に対する雇入れ支援等を新たに実施することにより、正社員就職に向けた集中的な支援を実施する。また、わかものハローワークにおいて、職業訓練受講給付金の支給業務の実施を含めたワンストップ化を推進するとともに、都道府県等と連携した職業訓練受講者への支援の充実を図る。

㈢　ニート等に対する就労支援の推進

高校中退者等をはじめとするニート等に対する就労支援の一層の推進のため、地域若者サポートステーションにおいて、地方公共団体と連携した個々の若者の状況に応じた相談機会の提供、職場体験等各種プログラムを実施するとともに、高校等の関係機関との連携を強化し、アウトリーチ（訪問）型等による切れ目のない就労支援等を実施する。